

成田市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(除却等の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

第2条 省令第76条の25第1項第3号の規定により市長が規則で定める書類は、法第163条の56第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認めた者が証する書類その他市長が必要と認める書類とする。

2 省令第76条の25第2項第3号の規定により市長が規則で定める書類は、法第163条の56第2項第2号若しくは第5号の国土交通大臣が定める基準に適合していないこと又は同項第3号若しくは第4号の国土交通大臣が定める基準に該当することを市長が適切であると認めた者が証する書類その他市長が必要と認める書類とする。

3 法第163条の56第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第76条の25第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書は、添えることを要しない。

(許可申請書に添付する図書又は書面)

第3条 省令第76条の30第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書又は書面

(名義等の変更)

第4条 法第163条の56第2項の認定（以下「認定」という。）を受けたマンションの除却等（同項に規定する除却等をいう。以下同じ。）又は法第163条の59第1項の許可（以下「許可」という。）を受けたマンションの当該許可に係る工事が完了する前に、認定を受けた者（以下「認定事業

者」という。)又は許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)の名義等の変更をしようとするときは、変更前の認定事業者又は許可事業者と変更後の認定事業者又は許可事業者が連署して、名義等変更届(別記第1号様式)に当該認定又は当該許可を受けたことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。認定事業者又は許可事業者の住所又は氏名に変更があったときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義等変更受理通知書(別記第2号様式)により同項の変更後の認定事業者又は許可事業者に通知するものとする。

(設計の変更)

第5条 許可事業者は、許可を受けた事項の範囲内において当該許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更承認申請書(別記第3号様式)に省令第76条の30第2項に規定する許可通知書及び当該変更に係る図書又は書面を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、設計変更承認通知書(別記第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(取下げ)

第6条 認定又は許可の申請をした者は、市長が当該認定又は当該許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届(別記第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(取りやめ)

第7条 認定事業者又は許可事業者は、認定を受けたマンションの除却等又は許可を受けたマンションの当該許可に係る工事を取りやめたときは、取りやめ届(別記第6号様式)に当該認定又は当該許可を受けたことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別記様式 略]